

議案第70号

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和5年11月29日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の  
一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第4条第2項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第3号中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第10項」に改める。

第35条第2項中「同項第2号」を「同条第2号」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改め、「、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第2項中「同項第1号」を「同条第1号」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に改め、「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「の数」を削り、「同項第1号」を「同条第1号」に改め、「教育・保育給付認定子どもの総数」と、「」の次に「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、「」を加える。

第52条第2項中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。